

エコロジカル・ネットワーク形成について

平成29年11月16日

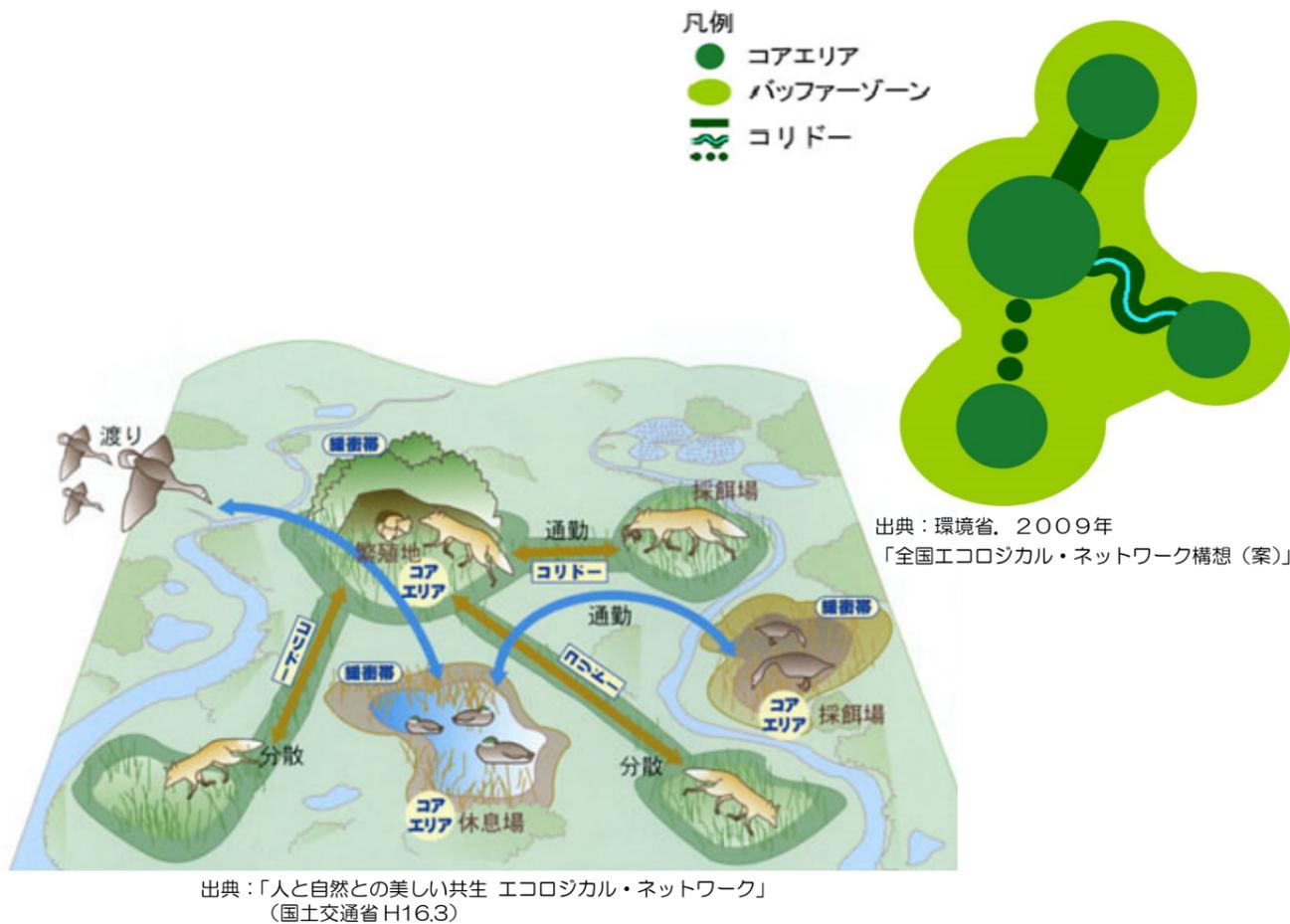
(1) エコロジカル・ネットワーク形成について

①エコロジカル・ネットワークとは

生物多様性の保全は、国土の全域で十分に配慮していくべきことですが、この実行をすぐに求めることは非現実的です。そこで、対象となる地域において優れた自然条件を有する場所を、生物多様性の拠点（コアエリア）として位置づけつつ、野生生物の移動・分散を可能とするため、コアエリア間を生態的回廊（コリドー）で相互に連結させる「エコロジカル・ネットワーク」という考え方が重要となります。コアエリアやコリドーについては、外部からの影響を軽減するための緩衝地域（バッファゾーン）を必要に応じ配置していくことも、エコロジカル・ネットワークの重要な要素となります。

生物多様性の保全を効率的かつ効果的に進めるためには、地域の自然的・社会的状況を踏まえ、このエコロジカル・ネットワークのおおよその姿を先ず明らかにし、これに沿って各種の具体策を展開していくことが重要となります。

(出典：関東地域におけるコウノトリ・トキを指標とした生態系ネットワーク形成基本構想 (H27.3))



②エコロジカル・ネットワーク形成の意義、流域連携の必要性

平成 20 年に、我が国における生物多様性を進める上での基本的な考えを示した「生物多様性基本法」が制定されました。同法には、生物多様性の保全に関する各主体の責務が示され、国には、生物多様性の保全に向けた基本的な計画である「生物多様性国家戦略」の策定が義務付けられています。

平成 22 年には、生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) において、2020 年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという 20 の個別目標 (愛知目標) が採択されています。平成 24 年には、この愛知目標に沿う形で生物多様性国家戦略が改定されており、愛知目標の達成にむけた着実な取組みの推進が求められています。

生物多様性国家戦略 2012-2020 (H24.9) にも、様々な主体の自主的な取組みと主体間の連携・協働の重要性が明示されており、国、地方公共団体、その他関連主体一体となった推進が求められています。

●生物多様性基本法の制定 (H20.6)

- ①わが国の生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方が示される。
- ②生物多様性の保全に関する国、地方公共団体、事業者、国民及び民間団体の責務を明示。国は「生物多様性国家戦略」の策定義務を負う。
- ③また、地方公共団体は、国の施策に準じた施策及び地方公共団体に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。

●生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) (H22.10)

- ①愛知目標
 2050 年までの長期目標 (Vision) として「自然と共生する世界」の実現、2020 年までの短期目標 (Mission) として「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」ことを掲げられている。あわせて、短期目標を達成するため、5 つの戦略目標と、その下に位置づけられる 2015 年又は 2020 年までの 20 の個別目標を定められている。

●生物多様性国家戦略 2012-2020 策定 (H24.9 閣議決定)

- ①愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップをしめすとともに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すことを目的に改定。
- ②国の他、地方自治体、事業者等様々な主体の自主的な取組と主体間の連携・協働の重要性とともに、各主体の役割として期待される点が示される。